

税金などの特別徴収

令和4年度の住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の仮徴収額を、4月、6月、8月に支給

される公的年金から天引き（特別徴収）します。
対象となる方（世帯）は次のとおりです。

特別徴収（仮徴収）対象者

①令和4年2月に特別徴収（年金からの天引き）で納めている方（世帯）

令和4年2月に特別徴収として年金から天引きされた税額および保険料額と同じ額を、特別徴収（仮徴収）として4月、6月、8月の年金から天引きします。ただし、住民税については、原則として令和3年度に年金から天引きされた年税額の半額を、4月、6月、8月の3回に分けて天引きします。
※令和4年4月から令和5年3月までの間に世帯主が75歳になる世帯の国民健康保険税については、納付方法が特別徴収から普通徴収（納付書または口座振替で納付）に変わります。
※通知書は、日本年金機構が発送する年金振込通知書をもって代えさせていただきます。（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料について、令和4年2月に特別徴収した保険料額と、6月、8月に年金から天引きする保険料額が異なる場合は、別途通知します。）

②令和4年4月から8月までの間に、新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方（世帯）

住民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
新たに特別徴収（仮徴収）の対象になる方はいません。	①世帯主が国民健康保険の被保険者の世帯 ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で構成された世帯 ③世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない世帯	①令和4年2月1日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えない方	①令和4年2月1日までに介護保険の第1号被保険者になった方 ②被保険者の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上の方
▶問合せ 税務課課税グループ ☎28・2434	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917	▶問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917	▶問合せ 保険課介護グループ ☎28・0100

※対象の方（世帯）には、仮徴収額決定通知書を送付します。
※上記の条件に該当していても対象にならない場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。

耐震診断・改修・ブロック塀等撤去費補助制度

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀を対象に、住宅の耐震化・減災化を目指しています。

▼無料耐震診断

住宅の耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断をお申し込みください。専門の診断員が住宅にお伺いして1時間程度の診断を行い、後日、結果報告書をお渡しするとともに耐震改修を行った場合の概算工事費や一般的な補強のアドバイスを行います。

▼耐震改修費補助制度

耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」と判定された住宅を、「一応安全」基準にするための耐震改修工事費用を補助する制度です。補助限度額は1棟あたり百万円です。なお、建替は補助の対象にはなりません。

▼段階的耐震改修費補助制度

2段階に分けて耐震工事を行う方に、2度に分けて工事費用を補助する制度です。1段階目で「全壊を防ぐ」工事を行い、2段階目で「一応安全」基準にする工事が対象です。通常の耐震改修工事より、一度にかかる費用負担を抑えることができます。補助限度額は、1段階目60万円、2段階目30万円です。

▼耐震シェルター整備費補助制度

建物全体を補強するのではなく、一部

分の安全を確保する整備費について補助を行うものです。補助限度額は30万円です。

▼ブロック塀等撤去費補助制度

道路や公共施設に面したブロック塀等をすべて撤去する工事費用を補助する制度です。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀で、道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものです。補助限度額は10万円です。

▼代理受領制度について

補助金の申請者が、工業者に補助金の受領を委任することで、事業者が町からの補助金を直接受け取ることができる制度です。申請者は、工事費用から補助金額を除いた分の費用のみを用意すればよいこととなるため、当初の費用負担を軽減することができます。

▼申込み・問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ
☎28・0944

Info 住民課窓口の混雑状況

毎年3月から5月にかけて、住所異動をする方が多くなるため、住民課の窓口は非常に混み合います。ご迷惑をおかけしますが、時間に余裕を持って来庁していただきますようお願いいたします。

▶問合せ 住民課住民・年金グループ
☎28・0966